

トラック積載型クレーン車の定期的な点検整備で 事故・故障を未然に防止!!

トラック積載型クレーン車は『労働安全衛生法』第45条で定期自主検査の対象機械として取り扱われます。

特に『クレーン等安全規則』第76条、第77条は事業者に対して、年次と月例の定期自主検査の実施、第78条ではその日の作業開始前の点検が義務付けられています。また、第79条により定期自主検査の記録を3年間保存すること、第80条により事業者は、定期自主検査または点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修することが定められています。

【月例の定期自主検査項目(参考例)】

- ・巻過防止装置、その他安全装置の異常
- ・過負荷警報装置、その他警報装置の異常
- ・ブレーキおよびクラッチの異常
- ・ワイヤロープおよびチェーンの損傷
- ・フック、グラブバケット等の吊り具の損傷
- ・配線、配電盤およびコントローラの異常

※定期自主検査項目一部(例)



※移動式クレーンは「労働安全衛生法」で定期自主検査の対象機械です。

《あなたのトラック積載型クレーン車は大丈夫ですか? 日常点検・定期点検整備・消耗部品交換を怠ると大変危険です》

- ★安全装置(巻過防止装置・過負荷警報装置)やワイヤロープ・チェーン・フック・ブーム等に不具合があると重大な事故の原因となります。
- ★劣化した作動油を使い続けると、油圧装置(油圧ポンプ・油圧バルブ・シリンダ等)の油漏れやカジリ、焼付き・破損等の原因となります。
- ★給脂「グリスアップ」をしない状態で使い続けると駆動部や可動部からの異音・カジリ・焼き付き・錆び・固着による破損の原因となります。
- ★各部(可動部・油圧ホース・コントロール関係・操作スイッチ・近接スイッチ・配線等)の固縛・緩み・損傷等の点検を怠ると作動不良や破損の原因となります。

点検を怠るとこんな事になる!



プロペラシャフトの焼付き



旋回台ギヤ破損



旋回減速機内ギヤ摩耗



旋回台内ボルト折損



旋回台内ボルト折損



減速機の油漏れ



シリンダの油漏れ



過巻スイッチ腐食



コードリール断線



油圧ホースの損傷

※労働安全衛生法: 第45条(定期自主検査対象機械)・クレーン等安全規則: 第76条 第77条 第78条 第79条 第80条(事業者に対する点検義務等)

 特装車両の安全・安心は純正部品で機械も健康 

一般社団法人 日本自動車車体工業会 特装部会 サービス委員会

定期交換部品と重要定期交換部品

油圧装置における故障や不具合の70%は作動油の保守管理に起因していると言われています。トラック積載型クレーン車を安心してご使用していただくために、各社発行の取り扱い説明書の中に保守管理のための点検整備項目や点検整備時期、給脂等について記載しています。また、メンテナンスノートでは「定期交換部品」や「重要定期交換部品」をうたっています。これらの部品に**万一何らかの異常を認めたときは、定期交換時期前でも必ず交換してください。**

【定期交換部品と重要定期交換部品項目（参考例）】

※交換時期は、各メーカーの取り扱い説明書を参照ねがいます。

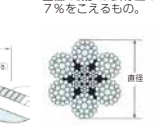
No.	分類	部位	部品名称	交換時期	備考
1	油脂類	旋回減速機	ギヤオイル	※初回3ヶ月 1年毎	1,200時間もしくは1年のいずれか早く達した時点
			フェーシング	3年	
		ワインチ減速機	フェーシング	3年	3,600時間もしくは3年のいずれか早く達した時点 ※重要定期交換部品
			出力軸シール	3年	
2	油圧機器	ワインチ減速機	各種シリンダ	3年	3年
			ロータリジョイント	3年	
			操作バルブ	3年	
			安全弁	3年	
			旋回減速機	3年	
			配管	3年	
3	軸受け・パット類	ブーム	スライドプレート	3年	上下及び横
			3支点ブッシュ	4年	
4	ワイヤロープ	ブーム	ワイヤロープ	4年	※重要定期交換部品
			スワイチングパーツ	2年	
5	電装部品	ラジコン・配線・操作装置類	各種検出スイッチ	5年	※重要定期交換部品
			各種ゴム製品（配線・ケーブル等）	—	
			電池・電球・スイッチ・ヒューズ類	—	
			各種検出器	5年	

（使用禁止のワイヤロープ）

（イ）素線の断線 1より目の間において、素線（ワイヤ線を除く）の数の10%以上の素線が切断しているもの。



（ロ）径の減少 直径の減少が公称径の7%をこえるもの。



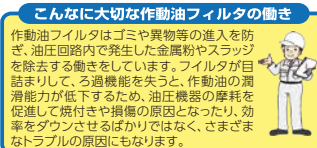
（ハ）形区違ひ、腐食 著しく形が区違ひたり、腐食しているもの。また腐食があるもの。



作動油・潤滑油（ギヤオイル等）管理とグリスアップが必要な箇所

★作動油・潤滑油（ギヤオイル）の点検・交換（参考例）

トラック積載型クレーン車の故障を未然に防ぎ、寿命を長くするためには、作動油・潤滑油（ギヤオイル等）の定期的な交換が必要です。作動油・潤滑油の交換時期については各メーカー取り扱い説明書を参照ねがいます。また、作動油・潤滑油が少なくなった場合は規定レベル位置まで補給願います。

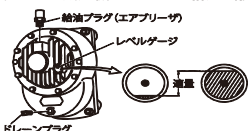


定期交換のメリット

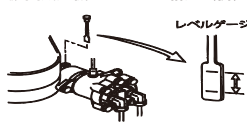
- ※安心感を持って作業ができます。
- ※故障、修理による稼働率の低下を防ぎます。
- ※不要な修理費の削減を図れます。
- ※特装車の性能を維持する事ができます。

- ※1 交換時期は、特装車により異なります。各架装メーカーの推奨時期により交換して下さい。
- ※2 お客様のご使用状況により、交換時期が早まる場合があります。
- ※3 定期交換は、専門的な技術と設備のある各メーカー指定のサービス工場でお受け致します。

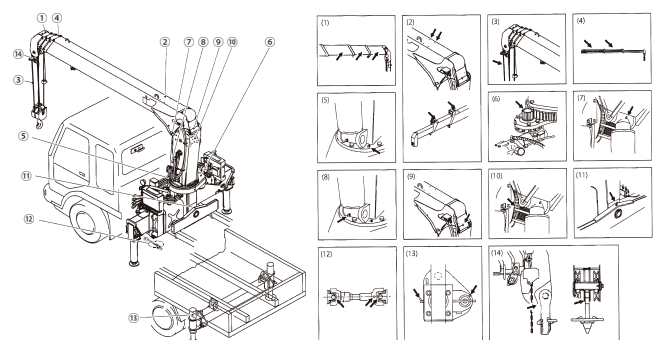
※ワインチ減速機ギヤオイル構造（例）



※旋回減速機ギヤオイル構造（例）



★グリス給脂箇所（参考例）



No.	項目	箇所	点検・整備間隔
1	ブーム側面・下面	塗布	2～5カ所（※1）
2	スライドプレート（ブーム上面）	注入	2～10カ所（※1）
3	ワイヤロープ（ワインチ用）	塗布	1カ所
4	ワイヤロープ（ブーム伸長用）（※2）	塗布	0～2カ所（※1）
5	旋回ベアリング	注入	1カ所
6	旋回ギヤ	塗布	1カ所
7	起伏シリンダ上部ピン	注入	1カ所
8	起伏シリンダ下部ピン	注入	1カ所
9	ブーム根本ピン	注入	1カ所
10	ワインチギヤ	塗布	1カ所
11	フレームサスペンション軸	注入	1カ所
12	プロペラシャフト（PTO用）（※3）	注入	3カ所
13	回転式リヤアウトリガ（※4）	注入	4カ所
14	フック格納リンク（※5）	塗布	1カ所

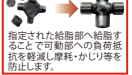
- （※1）給脂箇所の数は型式によって異なります。
- （※2）ブーム分解時に給脂。
- （※3）油圧ポンプがPTO直結の場合、適用しません。
- （※4）リヤアウトリガ装着車に適用。
- （※5）フック引込機に適用。

グリスはメーカー推奨品を使用してください。



※給脂箇所は各メーカーの取り扱い説明書を参照ねがいます。

可動部等の給脂・交換



※点検整備・部品交換は専門的な技術と設備のある各メーカー指定サービス工場でお受けいたします。